

# 林地台帳及び地図 整備マニュアル

---

林野庁

平成 28 年 10 月

(令和 2 年 6 月改訂)

## ○マニュアル改正の経緯

平成 28 年 10 月 林地台帳及び地図整備マニュアルの作成、配布

平成 29 年 03 月 「資料 I 林地台帳及び地図の仕様」等を一部改訂  
(データ定義(共有者テーブル等)の修正、任意記載事項の追加、  
字句修正(全般))

平成 31 年 04 月 資料 I - 1 林地台帳データの仕様等の修正  
(任意記載事項の修正等)

令和 2 年 6 月 「資料 I - 1 林地台帳データの仕様」等の修正  
(第 10 次地方分権一括法による森林法改正において、市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映するよう見直したことに伴う修正)

<b>目次</b>	
第1章. マニュアルの概要.....	1
第1章-1 本マニュアルの目的.....	1
第1章-2 本マニュアルの概要.....	2
第2章. 林地台帳及び地図の整備の概要.....	4
第2章-1 林地台帳及び地図の整備の概要.....	4
第2章-2 林地台帳及び地図の整備の対象・記載事項.....	6
第2章-3 用語の定義.....	18
第3章. 林地台帳及び地図の整備の進め方.....	21
第3章-1 林地台帳及び地図の整備の進め方.....	21
第3章-2 整備方針（案）の検討（都道府県）.....	22
第3章-3 市町村への整備方針（案）の説明（都道府県）.....	26
第3章-4 林地台帳及び地図の原案の作成（都道府県）.....	27
第3章-5 市町村への林地台帳及び地図の原案の提供（都道府県）.....	30
第3章-6 事前情報収集（市町村）.....	31
第3章-7 林地台帳及び地図の原案の確認・追加・修正（市町村）.....	33
第4章. 林地台帳及び地図の原案作成.....	34
第4章-1 整備方針（案）の作成.....	34
第4章-2 林地台帳原案を構成するデータ.....	37
第4章-3 林地台帳及び地図の原案の作成.....	40
第4章-4 パターンA（森林簿の地番情報による作成）.....	48
第4章-5 パターンB（地番界を示す地図と森林計画図の重ね合わせによる作成）.....	52
第4章-6 パターンC（公図・文献等を用いた作成）.....	69
第4章-7 林地台帳及び地図の原案の確認.....	80
第4章-8 市町村への林地台帳及び地図の原案の提供.....	84
第5章. 林地台帳及び地図の整備.....	86
第5章-1 資料収集等の準備.....	86
第5章-2 林地台帳及び地図の電子データの追加・修正.....	88
第6章. 林地台帳及び地図の精度の向上.....	96
第6章-1 所有者情報の確認による整備・更新.....	96
第6章-2 航空写真等を用いた整備・更新.....	96
資料I. 林地台帳及び地図の仕様.....	102
資料I-1 林地台帳データの仕様.....	103

---

---

資料Ⅰ－２ 林地台帳地図データの仕様.....	110
資料Ⅱ. 参考法令・用語集.....	115
資料Ⅱ－１ 参考法令.....	115
資料Ⅱ－２ 用語集.....	124
資料Ⅲ. Q&A集.....	131
資料Ⅳ. 収集する資料の入手方法.....	133

## 第1章. マニュアルの概要

### 第1章-1 本マニュアルの目的

木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林経営意欲が低下している中で、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明確な森林が増加してきており、森林組合や林業事業体等が森林整備を進めるため所有者等を特定する作業に多大な時間とコストがかかっている状況にあります。また、森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は入手先が区々であり、森林整備を進める際にも、今後情報を一元化し、常に記録・更新していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成28年5月の森林法（昭和26年法律第249号）の一部改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設されました。林地台帳の整備によって、直ちに所有者・境界が確定するというものではありませんが、情報の修正・更新を適切に行うことによる精度の向上や、森林組合や林業事業体が所有者に関する情報を入手し、施業集約化が促進されること等が期待されています（図1-1 林地台帳の効果）。

改正森林法の施行日は平成29年4月1日ですが、林地台帳の整備に当たっては十分な準備期間を確保する必要があることから、平成31年3月末まで経過措置が設定されており、それまでの間に林地台帳を整備する必要があります。

本マニュアルは、都道府県による支援のもとで市町村が実施する林地台帳及び地図の円滑な整備が図られるよう、標準的な作業手順等をまとめたものです。地域の実情に応じて整備の方法が異なりますので、整備の方針や作業のステージに応じて、必要なページを参照してご活用ください。

なお、林地台帳の運用に関しては、別途「運用マニュアル」を作成する予定です。

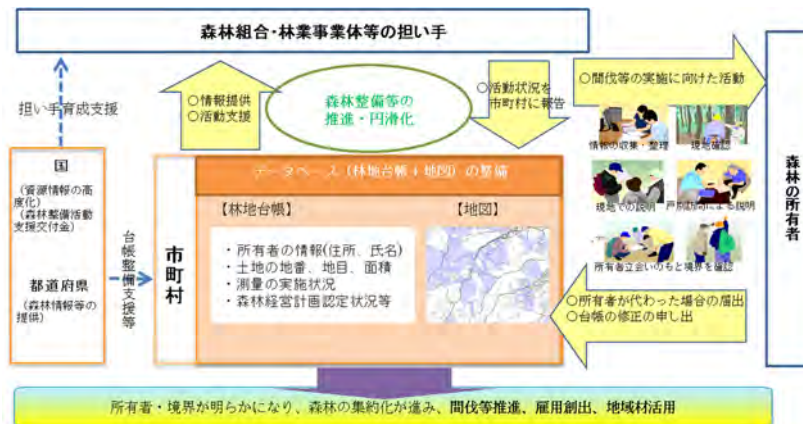


図1-1 林地台帳の効果

## 第1章-2 本マニュアルの概要

本マニュアルは、林地台帳及び付帯する地図（以下「林地台帳地図」という。）の標準的な整備方法を記載しています。都道府県や市町村の担当者が、森林情報の整備状況や林地台帳作成作業の実施状況等に応じて、都道府県による支援のもとで市町村が林地台帳及び地図の整備を行う際に必要なページを参照することを想定します。

本マニュアルの全体構成・各節のページ構成を図表1-2-1、図表1-2-2に示します。



構成	記載内容
第1章 マニュアルの概要	本マニュアルの目的、記載内容について説明しています。
第2章 林地台帳及び地図の整備の概要	林地台帳の概要、用語の定義等の基本的な事項について説明します。
第3章 林地台帳及び地図の整備の進め方	林地台帳及び地図の作成作業の全体の流れについて説明します。
第4章 林地台帳及び地図の原案作成	林地台帳原案の作成方法を地域の状況に応じたパターン別に説明します。
第5章 林地台帳及び地図の整備	林地台帳原案に市町村が所有する情報を追加・修正する方法を説明します。
第6章 林地台帳及び地図の精度の向上	林地台帳及び地図の整備段階における精度向上に向けた取組を説明します。
資料Ⅰ 林地台帳及び地図の仕様	林地台帳および地図の電子データの標準的な仕様を示します。
資料Ⅱ 参考法令・用語集	林地台帳の整備に関する参考法令及び用語の解説です。
資料Ⅲ Q&A集	林地台帳の整備に関する質問と回答です。
資料Ⅳ 収集する資料の入手方法	林地台帳の整備にあたり収集する資料の入手方法を説明します。

図表1-2-1. 本マニュアルの全体構成

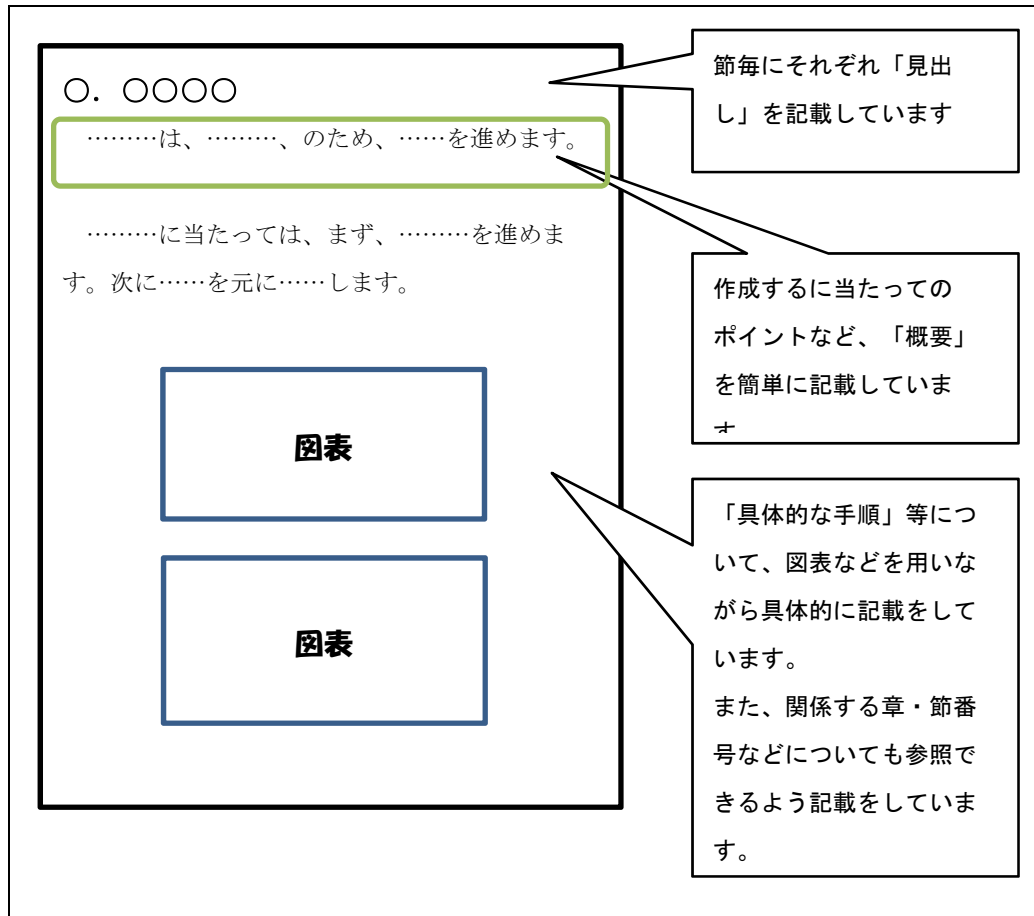


図1-2-2 各節のページ構成 (イメージ)

## 第2章. 林地台帳及び地図の整備の概要

### 第2章-1 林地台帳及び地図の整備の概要

林地台帳及び地図は、森林簿情報や登記簿情報などを元に、都道府県の支援のもと、市町村が整備を行います。

森林の土地の所有者、所在、境界に関する情報等は、法務局、地方公共団体、森林組合等がそれぞれ保有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については、主体によって区々となっていて、統一的にまとまった形で整備されていない状況にあります。そのため、林地台帳の整備に当たっては、関係者から情報を集め、提供を受ける必要があります。

また、林地台帳の整備は市町村が行うものですが、対象となる地域森林計画の区域は都道府県が定めるものであること、林地台帳や林地台帳に付帯する地図の作成には都道府県が保有する森林簿や森林計画図等の活用が不可欠です。そのため、林地台帳の整備に必要な地域森林計画対象森林の地番の特定と関連する登記情報の取得、森林計画図への地番情報の付与等に係る具体の事務については、都道府県の支援が不可欠であり、都道府県が整備方針を立て市町村と調整をした上で進めていく必要があります（図2-1）。

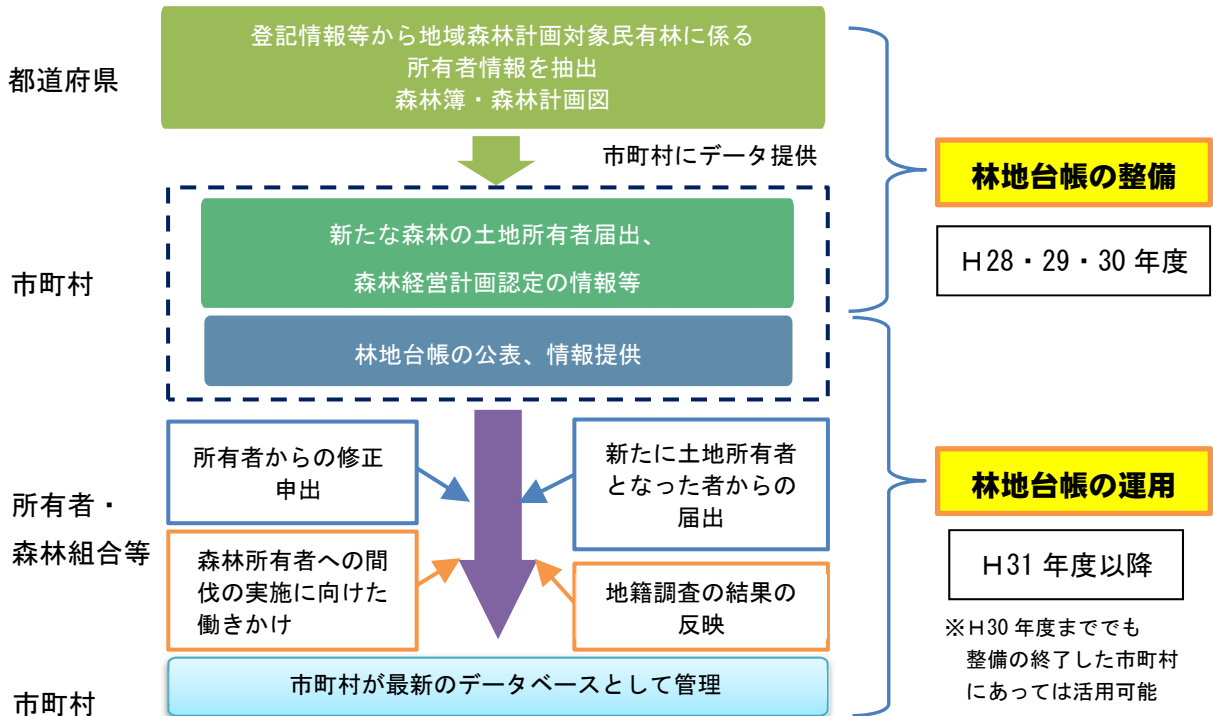


図2-1 林地台帳の整備・運用の流れ



(森林法における林地台帳の作成の経過措置)

○森林法

(林地台帳の作成)

**第九十一条の四** 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となつている民有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

一～四 （略）

2・3 （略）

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

**第九十一条の五** 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促すため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促すよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 （略）

(施行期日)

**附則第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第四条まで及び附則第十五条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）

二 （略）

**附則第七条** 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間は、新森林法第九十一条の四第一項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第九十一条の五第一項及び第二項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

## 第2章-2 林地台帳及び地図の整備の対象・記載事項

林地台帳及び地図は、地域森林計画の対象となっている民有林について作成します。整備すべき記載事項は、法律及び省令等により定めます。

改正森林法では、地域森林計画の対象となっている民有林（森林法の5条森林、以下「5条森林」）について、林地台帳を作成することとしています。

ここでは、新たに整備する林地台帳及び地図の記載事項を説明します。

### ○森林法

#### （林地台帳の作成）

**第百九十一条の四** 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第百九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

#### （1）林地台帳の記載事項

林地台帳に記載する事項は、「森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所」など、改正森林法に規定されている事項に加え、省令で規定される事項が含まれます。

林地台帳地図は、林地台帳に記載した地番の位置を示す森林の土地に関する地図です。

林地台帳の記載事項を表2-2-1に示します。

表2-2-1 林地台帳の記載事項

		林地台帳		林地台帳地図		
項目・内容等	森林の土地の所在、地番、地目及び面積	所在		林地台帳に記載した地番を示す森林の土地に関する地図		
		地番				
		地目				
		面積				
	林小班		<p>例：林地の一筆単位の境界線（黒線）と地番を示す場合。</p> <p>例：地番（黒字）・林小班番号（緑字）と林小班界（緑線）を記載した場合。</p>			
	森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所	登記簿上の所有者				氏名・名称
						住所
						共有の有無
						登記年月日
	現に所有している者・所有者とみなされる者	現に所有している者・所有者とみなされる者				氏名・名称
住所						
共有の有無						
記載事由						
森林の土地の境界に関する測定の実施状況	地籍調査	済・未済				
		実施年月日				
	境界の確定に資する測量	済・未済・一部				
		実施年月日				
森林経営計画の認定状況	認定の有無					
	認定者の種類					
	認定年月					
公益的機能別施業森林等	区分					
	施業方法					

林地台帳は、次に掲げる事項を記載して作成します。

所在				登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者				境界に係る測量の実施状況		森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等				
所在	地番	地目	面積(ha)	林小班	氏名・名称	住所	共有	登記年月日	氏名・名称	住所	共有	記載事由	記載年月日・届出年月日	地籍調査		境界の測量に資する測量	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法等
														済・未済	実施年月日						

※着色している項目は森林法に定める事項、その他は省令等で定める事項

林地台帳の記載例を図2-2-1に示します。

林地台帳に記載する際には、基本的には1地番ごとに1行で記載しますが、1地番に対応する林小班番号が複数ある場合は、複数の行を設けて、対応する林小班番号ごとに記載します。(図2-2-1 林地台帳①参照。3行目：地番「2」－林小班「1 林小班イ2」、4行目：地番「2」－林小班「1 林小班イ3」)

また、登記簿上の所有者、又は、現に所有している者・所有者とみなされる者について、複数の者による共有の場合は、別表の共有者の一覧に共有者それぞれの所有者情報を記載します。(②林地台帳の別表1、③林地台帳の別表2参照)

また、所有者本人に提供する場合等には、1地番を1枚の帳票にすることも出来ます。1地番に複数の林小班番号がある場合や、複数の者による共有の場合があるので、それぞれ別表として記載します(図2-2-2)

第2章. 林地台帳及び地図の整備の概要

① 林地台帳

所在					登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者とみなされる者					森林の土地の境界に関する測量等の実施				森林経営計画の認定状況			公益的機能別 施業森林等		
所在	地番	地目	面積 (ha)	林小班	氏名・ 名称	住所	共有 の有無	登記年月日	氏名・ 名称	住所	共有 の有無	記載事由	届出年月日・記 載年月日	地籍調査		境界の確定に 資する測量		認定 有無	認定者の種 類	認定年月	区分	施業方 法	
														済・ 未済	実施年月日	済・未 済	実施年月日						
**市**町字**	1-1	山林	****	1林班イ1	** ** *	**県**市**町** ** *		平成**年*月**日						済	昭和**月**日			有	市町村長	平成**年*月	水	伐	
**市**町字**	1-2	山林	****	1林班イ1	** ** *	**県**市**町** ** *		平成**年*月**日	** ** *	**県**市**町** ** *	有	修正申出	平成**年*月**日	済	昭和**月**日			有	市町村長	平成**年*月	水	伐	
**市**町字**	2	山林	****	1林班イ2	** ** *	**県**市**町** ** *		平成**年*月**日						済	昭和**月**日			有	市町村長	平成**年*月	水	伐	
**市**町字**	2	山林	****	1林班イ3	** ** *	**県**市**町** ** *		平成**年*月**日						済	昭和**月**日			有	市町村長	平成**年*月	水	伐	
**市**町字**	3	山林	****	1林班ロ1	** ** *	**県**市**町** ** *		平成**年*月**日						済	昭和**月**日			無				土	掘
**市**町字**	10	山林	****	1林班ノ1	** ** *	**県**市**町** ** *	有	平成**年*月**日						済	昭和**月**日			無				土	掘
**市**町字**	11	山林	****	1林班ニ1	** ** *	**県**市**町** ** *	有	平成**年*月**日	** ** *	**県**市**町** ** *	有	所有者届出	平成**年*月**日	未済		一部済	平成**年*月**日	有	都道府県知事	平成**年*月	土	長	

② 林地台帳の別表1 登記簿上の所有者に係る共有者の一覧

林地台帳 (別表1)				
登記簿上の共有者の一覧				
所在		登記簿上の所有者		
所在	地番	氏名・ 名称	住所	登記年月日
**市**町字**	10	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日
**市**町字**	10	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日
**市**町字**	10	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日
**市**町字**	10	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日
**市**町字**	11	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日
**市**町字**	11	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日
**市**町字**	11	** ** *	**県**市**町** ** *	平成**年*月**日

③ 林地台帳の別表2 現に所有している者・所有者とみなされる者に係る共有者の一覧

林地台帳 (別表2)

現に所有している者・所有者とみなされる者の共有者の一覧

所在		現に所有している者・所有者とみなされる者			
所在	地番	氏名・ 名称	住所	記載事由	届出年月日・記 載年月日
**市**町字**	1-2	** ** *	**県**市**町** ** *	修正申出	平成**年*月**日
**市**町字**	1-2	** ** *	**県**市**町** ** *	修正申出	平成**年*月**日
**市**町字**	1-2	** ** *	**県**市**町** ** *	修正申出	平成**年*月**日
**市**町字**	1-2	** ** *	**県**市**町** ** *	修正申出	平成**年*月**日
**市**町字**	11	** ** *	**県**市**町** ** *	所有者届出	平成**年*月**日
**市**町字**	11	** ** *	**県**市**町** ** *	所有者届出	平成**年*月**日
**市**町字**	11	** ** *	**県**市**町** ** *	所有者届出	平成**年*月**日

図2-2-1 林地台帳の記載例

林地台帳									
所在等		所在・地番							
		地目		面積				ha	
登記簿上の所有者		氏名・名称		共有の有無					
		住所							
		登記年月日							
現に所有している者・所有者とみなされる者		氏名・名称		共有の有無					
		住所							
		届出(記載)年月日		記載事由					
森林の土地の境界に関する測量等の実施状況		地籍調査		済・未済		地籍調査実施年月日			
		境界の確定に資する測量		済・一部済・未済		実施年月日			
林小班			森林経営計画				公益的機能別施業森林等		
林班	小班群	小班	小班枝番	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法	
<b>登記簿上の所有者に係る共有者の一覧</b>									
共有者									
氏名・名称						登記年月日			
住所									
氏名・名称						登記年月日			
住所									
<b>現に所有している者・所有者とみなされる者の共有者の一覧</b>									
共有者									
氏名・名称						記載事由			
住所						届出(記載)年月日			
氏名・名称						記載事由			
住所						届出(記載)年月日			

図2-2-2 林地台帳の記載例 (一筆の場合)

林地台帳に記載する事項の記載方法を表2-2-2に示します。

表2-2-2 林地台帳の記載方法

記載事項	説明と記載上の留意事項
<p>1. 森林の土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(1) 所在</p> <p>(2) 地番</p> <p>(3) 地目</p> <p>(4) 面積 (ha)</p>	<p>森林の土地の所在、地番等について記載します。</p> <p>筆別に登記簿上の大字・字を記載します。</p> <p>筆別に登記簿上の地番を記載します。</p> <p>山地番や耕地番を示す記号、甲乙等の記号が地番に含まれる場合は記号を含めて示します。</p> <p>地番に支号（枝番、孫番、～玄孫番を含む）までが含まれる場合は、区切り文字を「-」（ハイフン）として地番と枝番～玄孫番までを結合して示します。</p> <p>筆別に登記簿上の地目を記載します。</p> <p>地目は法務省不動産登記簿事務取扱手続準則第68条に準じます。</p> <p>筆別に登記簿上の面積をha（ヘクタール）単位、数字（小数点第4位まで（第5位を四捨五入））で記載します。</p>
<p>2. 林小班</p>	<p>森林の土地に対応する森林簿上の林班番号及び小班番号を記載します。</p>
<p>3. 森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>登記簿上の所有者</p> <p>(1) 氏名・名称</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 共有の有無</p> <p>(4) 登記年月日</p>	<p>森林の土地の所有者等について記載します。</p> <p>登記簿上の所有者等について記載します。</p> <p>登記簿上の所有者は、登記年月日に関わらず、全て記載します。</p> <p>筆別に登記簿上の土地の所有者の氏名・名称を記載します。</p> <p>筆別に登記簿上の土地の所有者の住所を記載します。</p> <p>登記簿上の土地の所有者について、共有者の有無を記載します。共有者が含まれない場合は空白とします。共有者の情報については、別表での記載が可能です。（図2-2-1参照）</p> <p>最新の登記簿の受付年月日を記載します。</p> <p>入手した登記情報に、登記年月日が含まれていない場合は、未記載も可とします。</p>

<p>現に所有している者・所有者とみなされる者</p> <p>(1) 氏名・名称</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 共有の有無</p> <p>(4) 記載事由</p> <p>(5) 届出年月日・記載年月日</p>	<p>森林簿・森林の土地所有者届出制度に基づく所有者情報・境界明確化事業等の各種事業などにより得られた現に所有している者、所有者とみなされる者の情報について記載します。</p> <p>現に所有している者・所有者とみなされる者の氏名・名称を記載します。</p> <p>現に所有している者・所有者とみなされる者の住所を記載します。</p> <p>現に所有している者・所有者とみなされる者について共有者の有無を記載します。共有者がいる場合、「有」とし、共有者が含まれない、又は、共有者を把握できない場合は空白とします。</p> <p>現に所有している者・所有者とみなされる者について、情報元を記載します。（森林簿、森林の土地所有者届出、本人修正申出等）</p> <p>記載事由が森林の土地所有者届出等の届出による場合は届出書の届出年月日を和暦で示します。記載事由が届出以外による場合には、情報元に所有者名が記載された年月日を和暦で記載します。</p>
<p>4. 森林の土地の境界に関する測量の実施状況</p> <p>(1) 地籍調査（済・未済）</p> <p>(2) 実施年月日</p> <p>(3) 境界の確定に資する測量（済・一部済・未済）</p> <p>(4) 実施年月日</p>	<p>地籍調査成果（登記所備え付け地図等）又は境界確定に資する測量（山村境界基本調査（国土交通省）、森林整備地域活動支援交付金（林野庁）などの事業により得られた森林の境界測量実施結果を元にして、森林の土地の境界に関する測量の実施状況を記載します。</p> <p>筆別に地籍調査の実施状況を記載します。地籍調査が実施済みの場合は「済」、未実施の場合は「未済」と記載します。地籍調査の実施が不明な場合は空白とします。</p> <p>筆別に地籍調査実施年月日を和暦で記載します。地籍調査の実施年月日が不明な場合、未記載も可とします。</p> <p>筆別に境界確定に資する測量（山村境界基本調査、森林整備地域活動支援交付金などの事業による森林境界測量の実施状況を記載します。実施済みの場合は「済」、一部実施している場合は「一部済」、未実施の場合は「未済」と記載します。</p> <p>筆別に境界確定に資する測量が実施済み（「済」又は「一部済」）の場合は和暦での実施年月日を記載します。測量の実施年月日が不明な場合、未記載も可とします。</p>
<p>5. 森林経営計画の認定状況</p> <p>(1) 認定の有無</p>	<p>森林簿や森林経営計画認定書を確認して、森林経営計画の認定状況を記載します。</p> <p>森林経営計画の認定の有無を記載します。認定されている場合、</p>



<p>(2) 認定者の種類</p> <p>(3) 認定年月</p>	<p>「有」とし、認定されていない、又は、把握できない場合は空白とします。</p> <p>森林経営計画の認定者に応じ、「市町村長」/「都道府県知事」/「農林水産大臣」のいずれかを記載します。認定対象の林地でない場合は空白とします。</p> <p>森林経営計画が認定された年月を和暦で記載します。</p>																										
<p>6. 公益的機能別 施業森林等</p> <p>(1) 区分</p> <p>(2) 施業方法等</p>	<p>筆別に市町村森林整備計画や森林簿を確認して、公益的機能別施業森林等の区分等を記載します。</p> <p>筆別に公益的機能別施業森林等の区分を記載します。公益的機能別森林等の区分が“白地”の場合は空白とします。重複指定がある場合は半角「,」（カンマ）を区切り文字として列記します。表示する公益的機能別森林等の区分は略称で示すことも可能とします。</p> <table border="1" data-bbox="528 871 1302 1167"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td> <td>土</td> </tr> <tr> <td>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td> <td>快</td> </tr> <tr> <td>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td> <td>保</td> </tr> <tr> <td>木材生産機能の維持増進を図るための森林</td> <td>木</td> </tr> <tr> <td>そのほか市町村が独自に定める公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</td> <td>ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>筆別に公益的機能別施業森林等内における施業の方法等を記載します。公益的機能別森林等の区分が“白地”の場合は空白とします。表示する施業方法等は略称で示すことも可能とします。</p> <table border="1" data-bbox="528 1314 1302 1507"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐期の延長を推進すべき森林</td> <td>延</td> </tr> <tr> <td>長伐期施業を推進すべき森林</td> <td>長</td> </tr> <tr> <td>複層林施業を推進すべき森林</td> <td>複</td> </tr> <tr> <td>択伐による複層林施業を推進すべき森林</td> <td>択複</td> </tr> <tr> <td>特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林</td> <td>育</td> </tr> </tbody> </table>	名称	略称	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保	木材生産機能の維持増進を図るための森林	木	そのほか市町村が独自に定める公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ほか	名称	略称	伐期の延長を推進すべき森林	延	長伐期施業を推進すべき森林	長	複層林施業を推進すべき森林	複	択伐による複層林施業を推進すべき森林	択複	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	育
名称	略称																										
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水																										
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土																										
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快																										
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保																										
木材生産機能の維持増進を図るための森林	木																										
そのほか市町村が独自に定める公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	ほか																										
名称	略称																										
伐期の延長を推進すべき森林	延																										
長伐期施業を推進すべき森林	長																										
複層林施業を推進すべき森林	複																										
択伐による複層林施業を推進すべき森林	択複																										
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	育																										
<p>別表1 登記簿上の所有者に係る共有者の一覧</p> <p>(1) 所在</p> <p>(2) 地番</p> <p>(3) 氏名・名称</p>	<p>登記簿上の所有者に係る共有者の情報を記載します。</p> <p>筆別・共有する者別に、登記簿上の大字・字を記載します。</p> <p>筆別・共有する者別に、登記簿上の地番を記載します。</p> <p>山地番や耕地番を示す記号、甲乙等の記号が地番に含まれる場合は記号を含めて示します。</p> <p>地番に枝番～玄孫番までが含まれる場合は、区切り文字を「-」（ハイフン）として地番～玄孫番までを結合して示します。</p> <p>筆別・共有する者別に、登記簿上の土地の所有者の氏名・名称を記載します。</p>																										

(4) 住所	筆別・共有する者別に、登記簿上の土地の所有者の住所を記載します。
(5) 登記年月日	筆別・共有する者別に、最新の登記の受付年月日を和暦で記載します。
別表2 現に所有している者・所有者とみなされる者に係る共有者の一覧	現に所有している者・所有者とみなされる者に係る共有者の情報を記載します。
(1) 氏名・名称	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者とみなされる者の氏名・名称を記載します。
(2) 住所	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者とみなされる者の住所を記載します。
(3) 記載事由	筆別・共有する者別に、現に所有している者・所有者とみなされる者について、情報元を記載します。(森林簿、森林の土地所有者届出、本人修正申出等)
(4) 届出年月日・記載年月日	記載事由が森林の土地の所有者届出等の届出による場合は、届出書の届出年月日を記載します。記載事由が届出以外による場合には、情報元に所有者名が記載された年月日を記載します。

## (2) 林地台帳地図の内容

市町村は、森林の土地に関する情報の活用促進のため、林地台帳に付帯する地図(林地台帳地図)を作成します。

林地台帳地図は、林地台帳に記載した地番を図面上で森林の土地に関する地図であることから、地籍調査成果や森林計画図等を活用して作成します。

林地台帳の地図の縮尺は、森林計画図と同じ5,000分の1を基本とし、細部の表示が必要な場合は、付図をつけることも可能です。

○森林法

(林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

第九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進するため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 (略)

林地台帳地図には土地の所在を明らかにするため地番を記載します。地番界、林小班番号、林小班界については可能であれば記載します。

地籍調査実施箇所では、地籍調査成果を利用して林地台帳地図を作成します。(地番、地番界を表示(任意で林小班界を表示)。)

地籍調査未実施箇所では、森林計画図に地番を付して林地台帳地図を作成します。(地番、林小班界、林小班番号を表示。)

地番界と林小班界を示した場合の林地台帳地図の例を図2-2-3に示します。

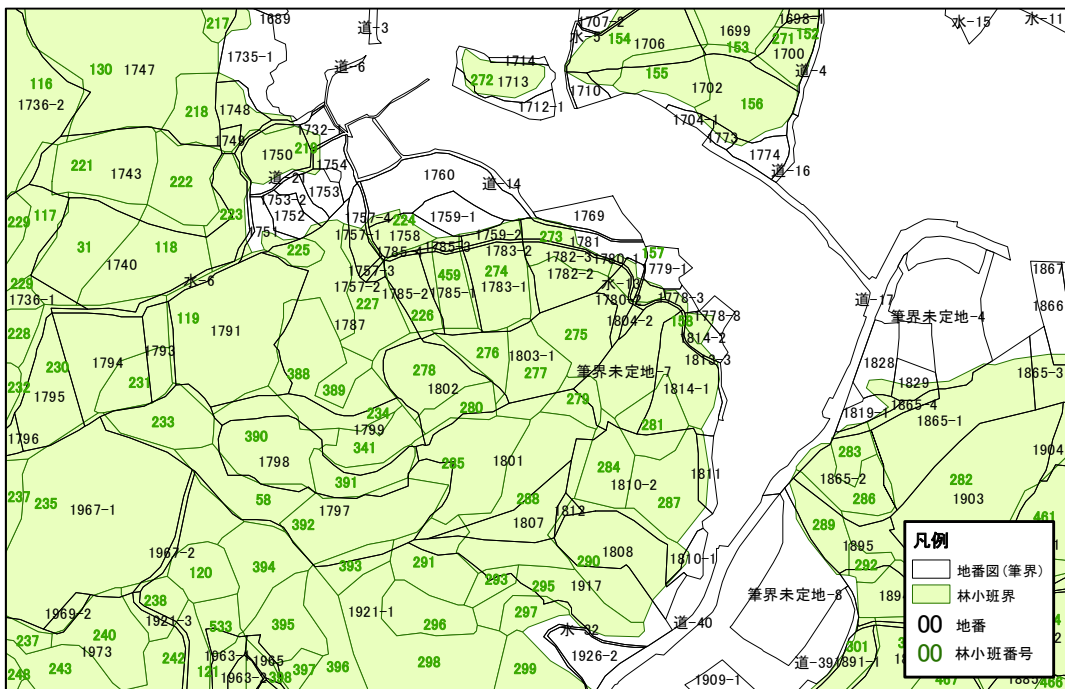


図2-2-3 林地台帳地図の例(地番界と林小班界の両方を表示した場合)

地籍調査成果が利用できる場合（例①、②）、地籍調査成果が利用できない場合（例③）の林地台帳地図を示します。地籍調査成果が利用できない場合は、森林計画図に地番を表示し、筆界（地番界）は記載しないこととし、複数の地番をまとめて表記することも可とします（図2-2-4）。

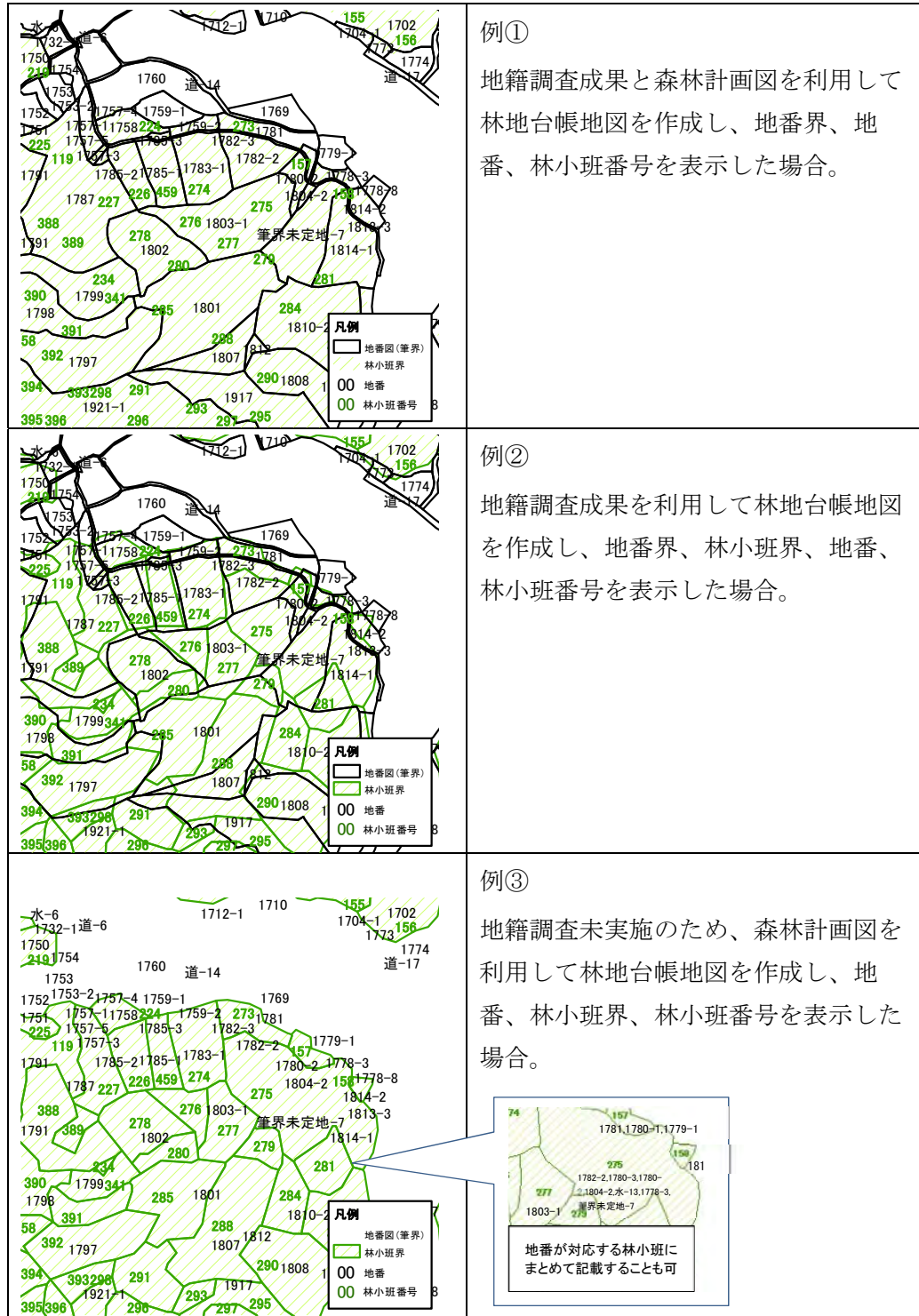


図2-2-4 林地台帳地図の表示例

### (3) 林地台帳及び地図の電子データ

林地台帳及び地図は、紙資料で作成・整備することも可能ですが、台帳情報の管理・更新・利活用には、電子データでの作成・整備が有効です。

本マニュアルでは、林地台帳及び地図の作成・整備に当たって使用する電子データのファイル形式を以下のとおりとしています。

- ・ 林地台帳データ

CSV形式

表計算ソフト等で閲覧・編集可能なファイル形式です。

- ・ 林地台帳地図データ

シェープファイル形式

地理情報システム（GIS）で閲覧・編集可能なファイル形式です。

### 第2章-3 用語の定義

本マニュアルで林地台帳及び地図の整備方法を説明するにあたり、使用する用語の定義を説明します。

#### (1) 本マニュアルで新たに定義する用語

本マニュアルにおいて新たに定義する用語を表2-3-1に示します。

表2-3-1 本マニュアルにおいて新たに定義する用語

用語	説明	出典
林地	一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。）の土地	森林法第191条の4第1項
林地台帳	市町村がその所掌事務を的確に行うため、一筆の森林の土地ごとに以下の①～④の事項を記載した台帳 ①その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所 ②その森林の土地の所在、地番、地目及び面積 ③その森林の土地の境界に関する測量の実施状況 ④その他農林水産省令で定める事項	森林法第191条の4第1項
林地台帳 地図	森林法第191条の5第2項に規定する「森林の土地に関する地図」	本マニュアル内で定義
地番関連 情報	地番に関連づけられている林地の所有に関する情報（登記情報・地籍調査結果の情報等）	同上
林小班関連 情報	林小班に関連づけられている森林の管理に関する情報（森林経営計画認定状況等や公益的機能別施業森林等の森林の属性情報）	同上
相関表	地番と林小班的対応関係を示す相関表	同上

## (2) 森林分野・登記での用語

本マニュアルで取り扱う森林分野・登記関連における用語を表2-3-2に示します。

表2-3-2 森林分野・登記関連における基本的な用語

用語	説明	出典
森林簿	地域森林計画をたてようとする際に実施する調査の結果に基づき、当該地域森林計画の対象とする森林について、原則として林小班を取りまとめた単位として林況等を取りまとめたもの。	「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成12年5月8日付け農林水産事務次官依命通知）
森林計画図	縮尺5,000分の1で、空中写真の図化成果等を用い、広域流域界、行政区界、林班界を記入して作成した図面の写しに、森林計画の対象とする森林の区域（区域界）、森林区画（林小班界）、林道（既設の林道）、森林の種類（保安林、保安林施設地区等）を記入したもの。	「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け林野庁長官通知）
林班	原則として、字界、天然地形又は地物をもって区画するものとし、地域森林計画にあってはその面積がおおむね50ヘクタールとなるように設定したもの。	「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け林野庁長官通知）
小班	原則として、所有者別（同一の所有者の所有に係る森林が分離している場合はその森林別）に設定すること。この場合において、林況が異なるとき又は施業上特に取り扱いを異にする必要があるときには、さらに林況別又は林分別に細分すること。 （本マニュアルでは、地番境界に最も近いと考えられる区画を林小班として扱います。）	「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成12年5月8日付け林野庁長官通知）
登記簿	登記記録が記録される帳簿であって、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されているもの （一筆（一区画）の土地又は一個の建物ごとに表題部（所在や地番など）と権利部に区分されて作成されています。）	不動産登記法 第2条第9号



地番	不動産登記法第35条の規定（登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。）により一筆の土地ごとに付す番号。	不動産登記法 第2条第17号
地番図	地方税法第380条第3項（市町村は、固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。）に基づく固定資産評価に関する必要資料のうち、土地の地番に関する図面。	本マニュアルでの定義
地籍調査	毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。	国土調査法 第2条第5項
地籍図	地籍調査結果から作成される地図。	国土調査法 第二条第5項
公図	登記所に備え付けるものとされている地図及び建物所在図（及び登記所に地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、備え付けることができることとされている地図に準ずる図面）	不動産登記法 第14条
法務省地図XMLデータ	法務省の地図情報システム（登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面等を電子情報として管理し、コンピュータシステムによる事務の処理を可能とするシステム）で取り扱われている地図及び地図に準ずる図面のデータ形式	不動産登記法 第14条第6項関係

※ 上記のほかに、巻末の資料Ⅱ. 参考法令・用語集に、本マニュアルで使用する用語についての説明等を記載しています。



### 第3章. 林地台帳及び地図の整備の進め方

本章では、林地台帳及び地図の整備の全体像を把握するため、標準的な整備の進め方を説明します。個々の具体的な方法については、第4章以降で詳しく説明します。

#### 第3章-1 林地台帳及び地図の整備の進め方

林地台帳及び地図の整備に当たっては、都道府県が、市町村の保有する情報や意向等を把握し、整備方針（案）の検討と都道府県と市町村の役割分担の検討を行います。整備方針に基づき、都道府県が林地台帳の原案を作成し市町村に提供します。その後、市町村が原案に対し、市町村が保有する情報を活用して必要な情報を追加・修正し、林地台帳を整備します。

林地台帳の標準的な整備の進め方を図3-1-1に示します。

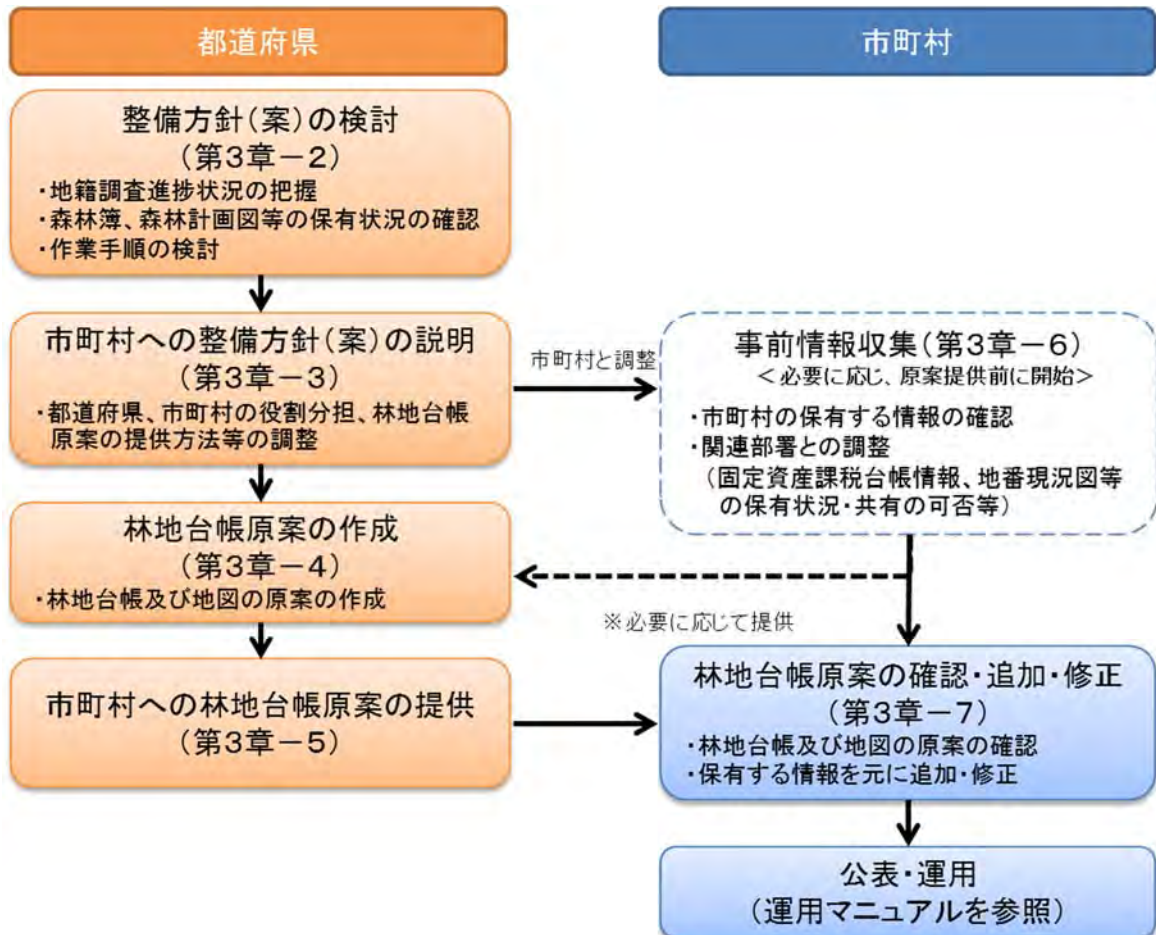


図3-1-1 林地台帳の整備の標準的な進め方

## 第3章-2 整備方針（案）の検討（都道府県）

都道府県は、林地台帳及び地図の整備を円滑に行うために、都道府県で実施する作業を把握し、作業に必要な資料等の準備や、全体の作業期間の検討を行います。  
また、市町村が実施する作業内容や、提供する情報等の検討を行い、整備方針（案）

### （1）林地台帳原案の作成パターンの検討

森林簿・森林計画図等における地番情報の保有状況や、地籍調査の進捗状況に応じて、林地台帳原案の作成に必要な作業が異なります。このため、都道府県は次に示す内容等を把握し、林地台帳原案の作成に必要な作業手順の検討を行います。

- ① 森林簿・森林計画図の管理状況（地番情報の保有状況）
- ② 地籍調査の進捗状況（地籍調査成果の利用の可否）
- ③ 市町村が保有する利用可能な情報の種類と都道府県への提供の可否
- ④ その他（市町村が保有する情報処理機器等の整備状況等）

本マニュアルにおいては、整備方針（案）の作成について、第4章-1に示し、林地台帳原案を構成するデータについて、第4章-2に示します。また、標準的な作業手順として次ページの3パターン（図3-2参照）について、第4章-3（原案の作成）、第4章-4（パターンA）、第4章-5（パターンB）、第4章-6（パターンC）で具体的に説明します。

都道府県は、上記のいずれの作業パターンによる作業が必要か、どのような資料・情報処理機器等の準備が必要か、全体的な工程や作業期間などを検討し、市町村に林地台帳原案等を提供する時期の予定を立て、整備方針（案）を作成します。（本節（4）参照。）

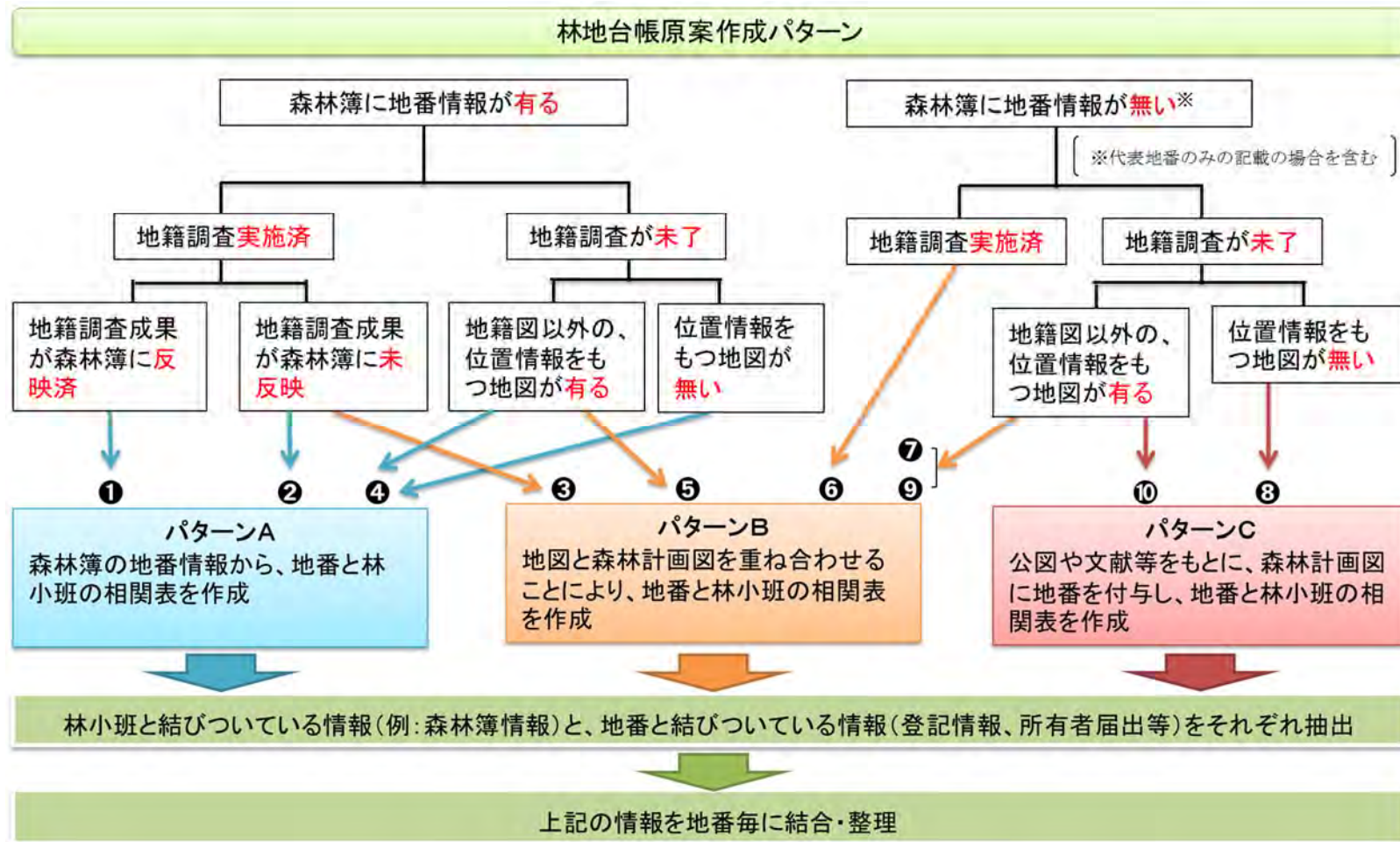


図3-2 林地台帳原案の作成パターン

図中の①～⑩のケース別手順については、第4章-3 表4-3-3で具体的に示しています。各パターンの作業手順は第4章-3～第4章-6で説明します。

## (2) 都道府県と市町村の役割分担の検討

林地台帳及び地図の整備に必要な作業について、都道府県と市町村の役割分担を都道府県内部で検討します。

例えば、法務局から登記情報の提供を受ける場合は、都道府県が一括して入手することが効率的です。一方、森林の土地の所有者届出情報を追加する場合は、情報を保有する市町村が行うことが適当といえます。また、公益的機能別施業森林等のように、市町村が定めていますが、都道府県が森林簿に情報を反映している場合もあります。そのような事情を踏まえ、都道府県と市町村の情報の入手・記載の役割分担や、どの情報を都道府県が林地台帳原案として市町村へ情報提供するかについて検討します。

## (3) 林地台帳及び地図の精度向上（任意）

林地台帳及び地図は、登記情報等の既存資料を元に作成・整備することを基本とします。情報の精度向上は、林地台帳を整備した後、所有者からの修正申出や森林の土地の所有者届出、地籍調査等の実施結果等に基づく記載情報の修正・更新等により行うこととしています。

本マニュアルに示した標準的な作業手順により林地台帳の整備を行った後、林地台帳及び地図の作成・整備作業とあわせて、精度向上のための取組も同時に進めたい自治体にあつては、第6章に示す精度向上の取組について検討してください。

### ○森林法

#### (林地台帳の作成)

#### 第九十一条の四 (略)

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 (略)

#### (林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表)

第九十一条の五 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進を図るため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の地図について準用する。



(林地台帳及び森林の土地に関する地図の正確な記載を確保するための措置)

**第百九十一条の六** 森林の土地の所有者は、当該森林の土地に係る林地台帳又は前条第二項の地図に記載の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、市町村に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出について速やかに検討を加え、林地台帳又は前条第二項の地図を修正することが必要と認めるときは、これらの修正を行うものとする。
- 3 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行うこととした場合には、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。
- 4 市町村の長は、第一項の規定による申出に係る修正を行わないこととした場合には、理由を付して、その旨を当該申出をした者に速やかに通知するものとする。

(4) 整備方針(案)の作成

上記(1)～(3)の検討を踏まえて、都道府県から市町村へ示す整備方針(案)を作成します。(第4章-1参照)

整備方針(案)に示す内容は以下のとおりです。

① 全体工程(市町村別)

全体工程には、作業手順や都道府県の森林簿・森林計画図の管理状況を含みます。

② 作業スケジュール

③ 林地台帳原案の提供時期と提供方法

④ 都道府県と市町村の役割分担(都道府県の支援・提供資料)

役割分担には、市町村が行う林地台帳及び地図への情報追加・修正作業、公表準備を含みます。

⑤ 林地台帳の精度向上作業(必要に応じて)

### 第3章-3 市町村への整備方針（案）の説明（都道府県）

都道府県は、市町村へ林地台帳及び地図の整備方針（案）を説明し、林地台帳原案や地図の提供方法等について市町村と調整し、整備方針を決定します。

都道府県は市町村に対して、都道府県が作成した整備方針（案）について、説明を行います。特に、以下の事項について具体的に説明をします。

- ① 森林簿・森林計画図の管理状況（台帳記載事項や所有者情報の保有状況等）
- ② 作業手順及び市町村との役割分担
- ③ 市町村への林地台帳原案及び地図の提供時期と方法
- ④ 市町村が行う林地台帳及び地図への情報追加・修正作業、公表準備内容  
(以下は、地域の状況に応じて説明)
- ⑤ 林地台帳の精度向上に向けた作業

整備方針（案）について都道府県と市町村で調整を行い、最終的な整備方針を決定します。

## 第3章－4 林地台帳及び地図の原案の作成（都道府県）

林地台帳及び地図の原案は、都道府県が森林簿や登記簿情報、森林計画図や法務省地図 XML データ等を活用し作成します。

なお、林地台帳地図は林地台帳に記載された森林について、概ねの場所を示すものである（位置や面積、区域を特定するものではない）ため、入手可能な情報を元に作成します。

### （1）標準的な林地台帳及び地図の整備の流れ

林地台帳原案は、都道府県が森林簿や登記簿情報を元に作成します。また、林地台帳地図は、森林計画図や法務省地図 XML データ等を活用し作成します。

標準的な林地台帳及び地図の整備の流れを図3－4－1に示します。

都道府県が①～④及び⑦を、市町村が⑤・⑥の作業を行う場合、次のような手順となります。

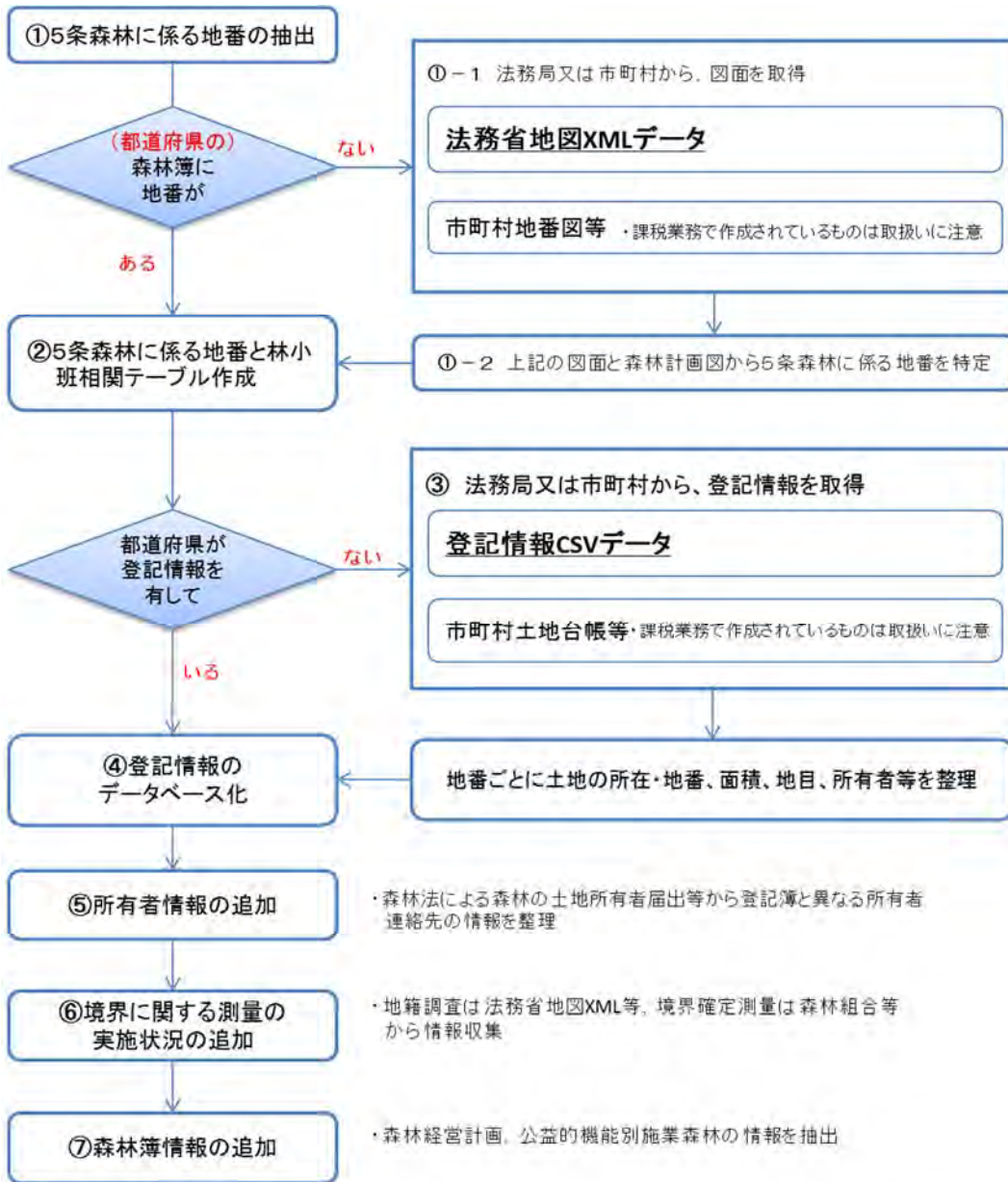
まず、都道府県は法務省地図 XML データ（又は市町村地番図）と森林計画図を重ね合わせる作業等により、①地域森林計画対象森林（5条森林）に該当する土地に係る地番情報を抽出します（手順は本節（2）参照）。

その際に、②地番と林小班の対応状況を整理したリスト（地番－林小班相関表）を作成します（手順は本節（3）参照）。

③法務局又は市町村から登記情報を取得し、地番情報に対して登記情報（土地の所在・面積・地目・所有者等）を対応づけることで、④登記情報のデータベース化を行います（手順は本節（4）参照）。

また、②地番－林小班相関表を用いることで、林小班に対応する⑦森林簿等の情報（森林経営計画認定状況、公益的機能別施業森林等）の追加を行い、林地台帳の原案を作成します。

市町村は、都道府県から提供を受けた林地台帳の原案に、⑤現に所有している者、所有者とみなされる者の情報の追加（森林の土地の所有者届出の情報等を追加）、⑥境界に関する測量の実施状況（地籍調査・境界確定測量実施状況等）や森林経営計画認定状況等の情報を追加し、林地台帳を整備します（手順は本節（5）参照）。



※③の登記情報取得については、②までの作業状況によらず、法務局に事前相談を行った上で、計画的に進めること

※森林簿に地番がある場合でも、①の地図による確認を有する場合もある

図3-4-1 標準的な林地台帳及び地図整備の流れ



(2) 5条森林に係る地番情報の抽出

林地台帳は、地域森林計画対象森林（5条森林）に係る森林の土地の所有者情報をとりまとめたものです。登記情報の地番及び所有者情報を基礎資料として、関連資料を付加することにより作成・整備します。

登記情報には、5条森林を特定する情報が含まれていないため、森林簿や森林計画図を用いて、5条森林に該当する土地の地番（以下「5条森林に係る地番」という。）を抽出する必要があります（表3-4-1参照）。

第3章-1で説明した林地台帳原案の作成パターンからパターンA・B・Cのいずれを採用するかは、5条森林の抽出作業に使用する資料の組み合わせにより決めます。5条森林に係る地番の抽出方法の概要及び①台帳間の突合せによる抽出と②地図による抽出のイメージを表3-4-1及び図3-4-2に示します。

表3-4-1 5条森林に係る地番の抽出方法

方法	説明
① 台帳間の突合せによる抽出	森林簿に地番情報が記載されている場合、森林簿から5条森林に係る地番と、地番に対応する林小班を抽出（図3-4-2の①）
② 地図による抽出	森林簿に地番情報が記載されていない場合、登記情報に対応する地図（法務省地図又は市町村地番図）と森林計画図を重ね合わせ、5条森林に係る地番の抽出と、地番に対応する林小班を特定（図3-4-2の②）

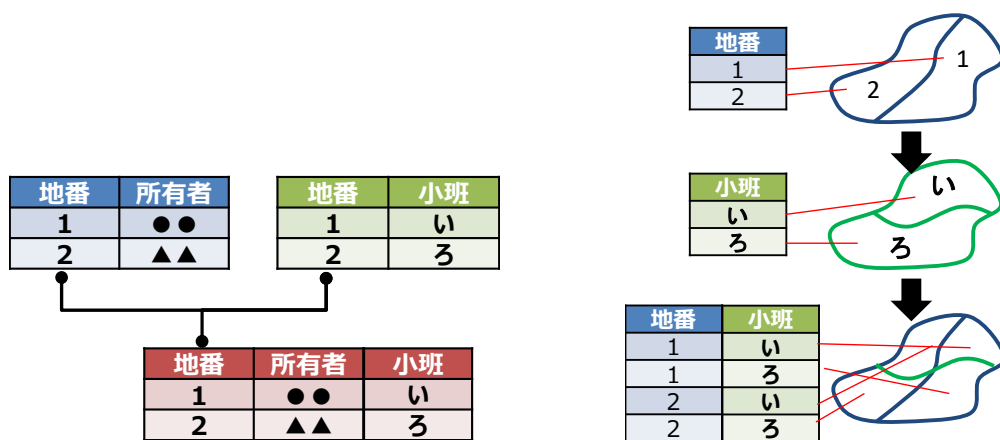


図3-4-2 ①台帳間の突合せによる抽出（左）②地図による抽出（右）

### (3) 5条森林に係る地番と林小班の相関表の作成

林地台帳の作成・整備に当たっては、登記情報のような地番毎に作成されている情報と、森林簿のように林小班毎に整理されている情報を一元化する作業が必要となります。

林地台帳の整備や、システム上での管理を容易にするため、5条森林に係る地番と林小班の対応関係を示す相関表を作成します（具体的手順は、第4章－3～第4章－6を参照）。

### (4) 登記情報の抽出

登記情報（土地の所在、地番、面積、地目、所有者の氏名又は名称、住所等）を、地番毎に抽出し、登記情報のデータベース化を行います（資料Ⅳ参照）。

### (5) 所有者情報・境界情報・森林簿等情報の追加作業

現に所有している者、所有者とみなされる者の情報（森林の土地の所有者届出の情報等）、境界に関する測量の実施状況（地籍調査・境界の確定に資する測量実施状況等）、森林簿等の情報（森林経営計画認定状況、公益的機能別施業森林等）の追加を行います。

地籍調査・境界の確定に資する測量実施状況、森林経営計画、公益的機能別施業森林等の市町村が保有する情報が既に都道府県の森林簿に記載されている場合は、林地台帳原案の段階で台帳に記載することも可能です。整備方針の作成の際に、都道府県と市町村の両方が保有する情報をどちらが追加作業を行うかについての役割分担等を定めておくこと効率的に作業を進められます。

## 第3章－5 市町村への林地台帳及び地図の原案の提供（都道府県）

都道府県は、林地台帳と林地台帳地図の原案を作成し、整備方針作成において調整した方法により市町村に提供します。

林地台帳及び地図の原案は、可能な限り電子データで作成します（詳細は第4章参照。データ仕様は巻末の資料Ⅰを参照）。そのため、都道府県から市町村への林地台帳原案の提供は、基本的に電子データでの提供としますが、市町村と調整した整備方針において印刷物等での提供も行うこととした場合は、電子データと印刷物を提供します。

ただし、台帳原案には個人情報が含まれることから、提供の際には、データ（又は印刷物）の取扱いに十分注意する必要がありますので留意してください。

第3章－6 事前情報収集（市町村）

市町村は、都道府県から林地台帳原案等の提供を受けた後、自らが保有・管理する情報を元に、林地台帳原案への情報追加、修正作業を行います。

作業に必要な情報を事前に収集することで林地台帳の整備を効率的に進めることができます。

林地台帳原案への情報追加・修正作業に必要な情報は、各市町村での管理・保管状況が異なり、市町村内の他部局や林業事業者等からの資料収集作業が必要となる場合があります。そのため、市町村は、必要に応じて下記に示す情報や資料について事前にヒアリングや収集を行い、紙資料の電子データ化等の作業を行うことにより効率的に台帳の整備を進めるための準備を行います。（表3－6参照）（第5章－1参照）

表3－6 保有情報の確認リスト

情報	確認内容
森林の土地の所有者の届出  <b>【資料名】</b> 森林の土地の所有者届出書 （林地所有者台帳）	① 管理形態 管理形態は電子データか紙書類か  ② 林地台帳に対応させるための情報の有無 林小班や所在（地番）の情報があるか  ③ 林地台帳に記載すべき情報の有無 「現に所有している者・所有者とみなされる者」の欄に記載すべき情報があるか（氏名・名称/住所/持分割合/記載事由/記載・届出年月日）  ※電子データの場合、記載に必要な情報の入力漏れが無いか
森林経営計画の認定状況  <b>【資料名】</b> ・森林経営計画書 ・森林経営計画認定書	① 管理形態 管理形態は電子データか紙書類か  ② 林地台帳に対応させるための情報の有無 林小班や所在（地番）の情報があるか  ③ 林地台帳に記載すべき情報の有無 森林経営計画の認定情報の記載があるか（認定番号の有無/認定者の種類/認定年月日）
公益的機能別施業森林等  <b>【資料名】</b> ・市町村森林整備計画	① 管理形態 管理形態は電子データか紙書類か  ② 林地台帳に対応させるための情報の有無 林小班や所在（地番）の情報があるか

境界測量実績 <b>【資料名】</b> ・地籍調査 ・山村境界基本調査 ・市町村単独事業の森林境界明確化事業の成果 ・森林整備地域活動支援交付金等の事業成果	①資料の所在 情報を保有しているのは林務部局か他部局か ②管理形態 管理形態は電子データか紙書類か ③林地台帳に対応させるための情報の有無 林小班や所在（地番）の情報があるか ④林地台帳に記載すべき情報の有無 実施年月日の記載があるか 境界測量実績は、次の市町村が事業成果や事業実績報告を基本的に保有しているものを想定する。 ・地籍調査 ・山村境界基本調査 ・市町村単独事業の森林境界明確化事業の成果 ・森林整備地域活動支援交付金等の事業成果
---	---

上記の情報のほか、固定資産課税台帳の情報や地番現況図等を市町村内の他部局から、①入手可能であるか、②入手した情報を利用する場合に、林地台帳又は地図として公表・情報提供可能であるかについて確認し、資料の収集を行います。

森林所有者情報の利用に当たっては、※1、※2の通知を参考にして関連部署との調整を実施します。

※1：「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」（平成23年4月22日付け林野庁長官通知）（巻末の資料Ⅱ参照）  
 （一部抜粋）

都道府県や市町村が、同法に基づく勧告や命令等を行うために、森林所有者等に関する情報を行政機関内部で利用することを可能とするとともに、他の行政機関に対して、森林所有者等の把握に必要な情報の提供を求めることができる。

※2：「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成24年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長通知）（巻末の資料Ⅱ参照）  
 （一部抜粋）

地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

第3章-7 林地台帳及び地図の原案の確認・追加・修正（市町村）

市町村は、都道府県から提供を受けた林地台帳や地図の原案について記載内容の確認・情報の追加・修正を行い、林地台帳原案を林地台帳として公表可能な状態へ整備します。

市町村は、森林の土地の所有者届出や、森林経営計画の認定状況等、自らが保有する情報や事前収集した情報等を元に、林地台帳原案の記載内容を確認し、情報の追加・修正を行います。どのような情報を元に、追加・修正を行うかなど、具体的な作業方法については第5章-2に示します。

整備する林地台帳と林地台帳地図の内容は、「第2章-1. 林地台帳の構成・内容」を参照してください。公表する林地台帳地図は、林小班や地番境界を示すものとなりますが、公表に際し、権利関係を証明する資料として使用できないことを明記することとします。

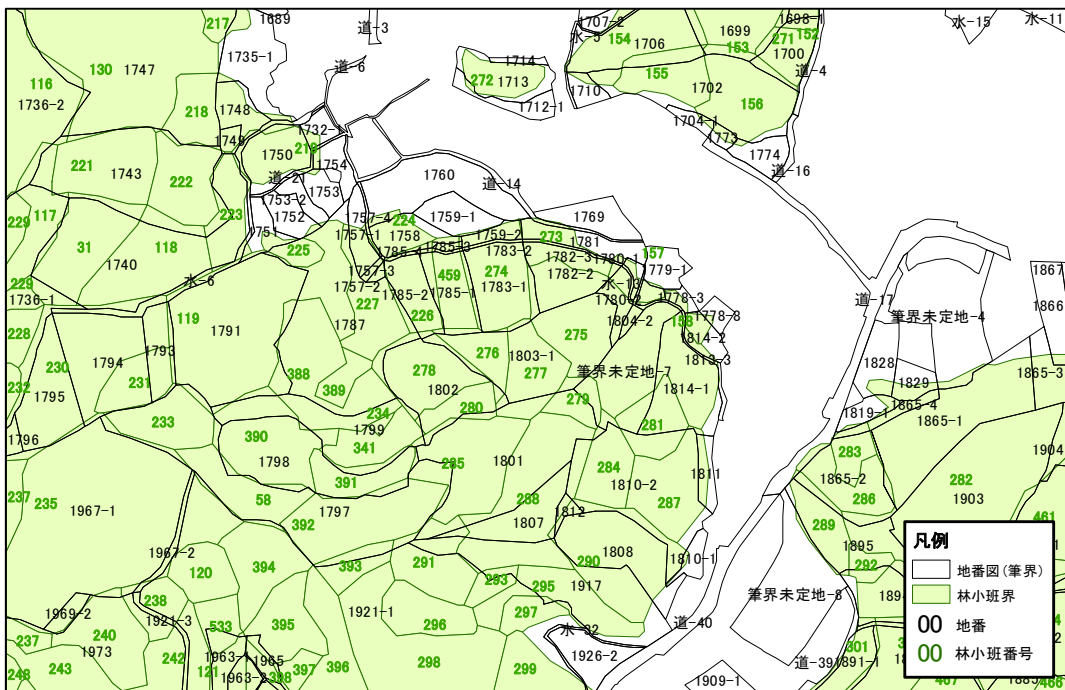


図3-7-1 林地台帳地図の例（再掲）（地番界と林小班界の両方を表示した場合）